

家族療養費付加金（18 歳以下）よくあるお問い合わせ

Q1 18 歳以下の子供が 3 人います。3 人とも自治体の医療費助成の対象になっていません。3 人分合計して 2 万円超えれば付加金対象になりますか？

A1 お一人分の医療費が 2 万円を超えなければ対象となりません。（同一人・同一月・同医療機関）

Q2 同一月内に外来・薬局それぞれ 3 か所通院・処方を受けました。合計できますか？

A2 合計できるのは 1 医療機関とそこで発行された処方箋で薬剤を処方した 1 調剤薬局です。合計した結果、医療費が 2 万円を超えれば請求可能です。（処方箋合算）

Q3 付加金支給までに最低 3 か月かかるとのことですが、申請書と明細書・領収証を提出したら早く支給してもらえますか？

A3 医療機関からの請求明細書が到着してから内容確認後の給付になりますので最低で 3 か月かかります。ご了承下さい。

Q4 領収証を紛失しました。領収証の代わりに健保から送られてくる医療費と給付金支給額のお知らせを提出してはいけませんか？

A4 医療費をお支払いした証明になる領収証・明細書が必ず必要になります。医療機関より領収証・明細書を頂いたら大切に保管して下さい。